

実施方針等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答
1	募集要項(案)	30	9	9.3			費用の支払方法 本事業は8年間の事業期間ですが、年度ごとの出来高想定額や支払上限額は、事業者選定後に事業者との契約協議の中で決定されるものでしょうか。または、市の考えがありますか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項(案)	6	2	2.3			業務の範囲 交付金が想定より下回る場合の措置はどのように考えていますか。	交付金が想定より下回る場合であっても、事業は継続する予定です。
3	実施方針	14	3	3.3	(3)	⑤	建設企業(代表企業)の資格要件 建設企業(代表企業)の資格要件として、複数工区を同時に契約する場合には、契約ごとに主任技術者又は監理技術者を配置する必要があると記載されています。民間事業者の自由度確保と技術者不足の現状を踏まえて、複数工区を同時に契約する場合であっても主任技術者又は監理技術者は1人の配置でも可能でしょうか。	各系統(千僧系統北部第1～4配水本管、千僧系統西部第1配水本管、千僧系統南部第1～2配水本管)でそれぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であると想定していますが、本局との協議により決定するものと考えます。
4	実施方針	13	3	3	(1)		応募者に共通する資格要件 伊丹市入札参加資格者名簿に申請区分にかかわらず登録手続きが完了している場合は、応募者に共通する資格条件の①は満たすとの認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	2	1	1.3	(3)		事業期間 事業期間に係る制約事項がありましたらご教示ください。(制約事項の例:○年度までに○工区を完成させる必要がある、など)	工区毎の制約事項はございません。
6	実施方針	3,4	1	1.4			対象施設 計画されている工区割は、表1-1の対象施設の概要に示されている路線名称ごとが工区と考えるとよろしいでしょうか。 例えば、「千僧系統北部第1配水本管」＝「1工区」で、工区数は、全7工区と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	3,4	1	1.4			対象施設 5/15(金)の実施方針に関する説明会の際に、「工区割は事業者提案による」とのご説明がありました。これは、「現在の北部第1から南部第2までの配水本管系統になっている工区割を変更してもよい。」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	5	1	1.4			対象施設 「既設管と同ルートに新設管を布設する路線(千僧系統南部第2配水本管)については、本事業にて既設管を撤去する」とありますが、既設管の同位置に新管を布設するものと考えてよろしいでしょうか。また、撤去しなくなった場合、既設管内にモルタル等の充填は必要でしょうか。	基本設計では既設管の同位置に新設管を布設することを想定していますが、詳細な布設位置は事業者提案によります。既設管の撤去方法については、道路管理者等との協議により決定します。
9	実施方針	10	2	2.2	(2)		質問の回答 質問への回答の公表において、「質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わり、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。」と記載されています。公表の可否については、公表前に質問者への確認があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	14	3	3.3	(3)	④	資格要件 「公益社団法人日本水道協会が発行する「配水管技能者登録(大口径管)」又は一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会が発行する…(中略)」を保有する主任又は監理技術者を配置できること。」と記載されています。配置できるとは、現地への常駐が必要という理解でよろしいでしょうか。	建設業法第26条および「監理技術者制度運用マニュアルについて(令和7年1月28日国不建技第147号)」に基づき、必ずしも現場に常駐する必要はありません。
11	実施方針	14	3	3.3	(3)	⑤	建設企業(代表企業)の資格要件 統括責任者の工事請負契約期間以外の設計業務に関わる費用については、提案上限価格に含まれているとの認識でよろしいでしょうか。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
12	実施方針	14	3	3.3	(3)	⑤	建設企業(代表企業)の資格要件 統括責任者について、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する人員の配置を考えているとの認識でよろしいでしょうか。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	原則、事業期間は同一人物とします。ただし、正当な理由、及び同レベルの技術者等を用意できる場合については、協議の上、変更を認めます。
13	実施方針	14	3	3.3	(3)	⑤	建設企業(代表企業)の資格要件 主任技術者について、本事業において、建設企業(代表企業)に主任技術者を配置する工区(下請契約の請負金額が4,500万円未満)はありますか。	事業者提案による工区割によってはあると考えます。

実施方針等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答
14	実施方針	14	3	3.3	(3)	⑤ 建設企業(代表企業)の資格要件	「複数工区を同時に契約する場合には、契約ごとに監理技術者も配置する必要がある。」と記載されていますが、「同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が把握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が、当該複数工事全体を管理することができる。(監理技術者制度運用マニュアルについて(令和7年1月28日国不建技第147号 p.14の④))より。」に基づけば、本事業の各工区は同一工事として取り扱うことができ、同一の監理技術者が複数工区を兼務することができるという理解でよろしいでしょうか。また、主任技術者の場合も同様の理解でよろしいでしょうか。	各系統(千僧系統北部第1~4配水本管、千僧系統西部第1配水本管、千僧系統南部第1~2配水本管)でそれぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であると想定していますが、本局との協議により決定するものと考えます。主任技術者も同様です。
15	実施方針	14	3	3.3	(4)	地元建設企業の資格要件	「地元建設企業」を下請として使う場合、3.3 応募者の備えるべき応募資格要件、(4)地元建設企業の資格要件が適用されるのか、ご教示ください。また、下請建設企業の主任技術者の複数工区の兼務については、「質問14」と同様の理解でよろしいでしょうか。	下請企業として「地元建設企業」を活用する場合、募集要項に記載する資格要件は求めます。下請建設企業の主任技術者の複数工区の兼務については「質問14」と同様です
16	実施方針	15	3	3.3	(5)	地元建設企業以外の管工事企業の資格要件	「地元建設企業以外の管工事企業」を下請として使う場合、3.3 応募者の備えるべき応募資格要件、(5)地元建設企業以外の管工事企業の資格要件が適用されるのか、ご教示ください。また、地元建設企業以外の管工事企業の主任技術者の複数工区の兼務については、「質問14」と同様の理解でよろしいでしょうか。	下請企業として「地元建設企業以外の管工事企業」を活用する場合、募集要項に記載する資格要件は求めます。下請建設企業の主任技術者の複数工区の兼務については「質問14」と同様です。
17	実施方針	19	6	6.3		技術提案等が達成されなかった場合の対応	「違約金を支払わなければならない」と記載されていますが、技術提案等が達成されなかった場合の違約金支払いのルールをご教示ください。	公告時に基本協定書(案)、設計業務委託契約書(案)、工事請負契約書(案)として提示しますので、そちらを参照願います。
18	実施方針	20,21	6	6.4		予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	設計リスクには「事業者の事由による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大」、工事遅延リスクには「事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大」と記載されていますが、設計・工事が遅延した場合に違約金などのペナルティはありますか。また、違約金の支払いが必要な場合、支払いのルールをご教示ください。	公告時に基本協定書(案)、設計業務委託契約書(案)、工事請負契約書(案)として提示しますので、そちらを参照願います。
19	実施方針	22	7	7.2	(1)	事業契約の概要	「工区は最大7つ」と記載されていますが、従来の発注に比べて工区の括りが大きいのではないのでしょうか。発注形態が変わっても工区の大きさは変えるべきではないとの認識ですが、「工区は最大7つ」とした理由をご教示ください。	設計施工一括発注として工区の括りを大きくすることで、事業のスピードアップ及びコストの低減を期待しているためです。
20	実施方針	22	7	7.2	(1)	事業契約の概要	「原則として工区ごとに工事請負契約を本局と締結する」と記載されていますが、契約のタイミングは各工区の工事着手時との認識で間違いないでしょうか。また、設計書に適用する単価は、契約時の単価との認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	22	7	7.2	(1)	事業契約の概要	設計業務委託契約は、工事請負契約と同様に工区ごとに契約するとの認識でよろしいでしょうか。それとも、全工区一括契約をお考えでしょうか。全工区一括で契約する場合には、工区数補正が適用されているのでしょうか。	全工区一括で契約とします。積算にあたっては、「水道事業実務必携 設計業務委託標準歩掛 配水管設計歩掛」に基づき、合計の管路延長に応じた補正係数を適用いたします。
22	実施方針	25	9	9.2		事業者によるセルフモニタリング	セルフモニタリングの費用については、提案上限価格に含まれているとの認識でよろしいでしょうか。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	提案上限価格に含まれていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
23	募集要項(案)	6	2	2.3		業務の範囲区分：設計	表2-2 事業者が行う業務範囲の概要に示されている設計の調査業務において、地下埋設物包蔵地調査がありますが、調査対象となった場合、調査期間はどの程度になるのかご教示ください。過年度の事例があれば、それをご教示ください。	担当部局との協議により決定します。
24	募集要項(案)	6	2	2.3		業務の範囲区分：工事	「家屋調査の範囲は、詳細設計で検討する。」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問への回答

項目	資料名	頁	項目				内容	回答
25	募集要項(案)	6	2	2.3		業務の範囲	国/県、想定している交付金の種類をご教示ください。	「社会資本整備総合交付金」-「防災・安全交付金」-「水道総合地震対策事業」を想定しています。
26	募集要項(案)	7	2	2.4		事業期間	施工ができない期間（出水期、農繁期、祭り等）と該当の路線がありましたらご教示下さい。	施工ができない期間と該当箇所はありませんが、現場条件に適した施工時期を提案願います。
27	募集要項(案)	7	2	2.5		提案上限価格	詳細設計工事額が提案上限価格を超えた場合でも、理由が明確であれば承諾していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	募集要項(案)	7	2	2.5		提案上限価格	最低制限価格は公表予定でしょうか。公共工事の品質を確保するために設定されることを希望します。	公表予定ではありません。
29	募集要項(案)	7	2	2.5		提案上限価格	試掘費用は設計委託費、工事請負費のどちらに含まれているかご教示ください。	設計委託費に含めています。
30	募集要項(案)	7	2	2.5		提案上限価格	「各年度の事業費の提案に当たっては、閲覧資料「事業計画工程表」に各年度別の概算事業費を示すので、参考とすること」と記載されていますが、各年度ごとの概算事業費に合わせて事業を進めていく必要がありますか。事業者の提案で工期を短縮することは可能でしょうか。	原則、予算の範囲内ですが、本局との協議により工期を短縮することは可能です。
31	募集要項(案)	17	4	4.3		建設企業（代表企業）の資格要件	本事業は約9年の長期事業であるため、協議の上で事業期間中に配置技術者を変更することは可能でしょうか。	原則、事業期間は同一人物とします。ただし、「監理技術者制度運用マニュアルについて(令和7年1月28日国不建技第147号)」の規定（二二二（４）監理技術者等の途中交代）に基づき、正当な理由があり、かつ同等以上の技術力を有する者を配置できる場合に限り、発注者との協議の上で変更を認めるものとします。
32	募集要項(案)	27	7	7.2		リスク分担	表7-2 リスク分担(2/2)の番号33の用地リスクにおいて、工事に要する資材置き場、仮設道路等の確保のリスクは事業者となっていますが、資材置き場や仮設道路等の用地確保に必要な費用は計上できるとの認識でよろしいでしょうか。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
33	募集要項(案)	30	9	9.1		費用の構成	P.3~4の表2-1に示す対象施設の内容が詳細設計時に変更（工法変更やルート変更に伴う延長増加等）となった場合、設計費（調査業務費や詳細設計業務費等）は出来形数量による金額変更の対象と認識していますがよろしいでしょうか。	原則、変更は想定していません。
34	募集要項(案)	30	9	9.1		費用の構成	基本設計段階における、工事に係る交通誘導員（安全費）の工数をご教示ください。 回答例：全区間において施工日数あたり交通誘導員Aを1名と交通誘導員Bを2名を計上	開削工法は、100mあたりの施工単価を基準として施工延長に応じて換算しており、交通誘導員については概算の人数を計上しております。また、推進工法は、施工日数に基づき交通誘導員Aを1名、交通誘導員Bを2名計上しております。
35	募集要項(案)	30	9	9.1		費用の構成	交通誘導員の数量が工事前と工事後で変更となった場合、出来形数量による金額変更の対象との認識でよろしいでしょうか。	変更の妥当性を確認の上、本局との協議により対応します。
36	募集要項(案)	30	9	9.3		費用の支払方法	年度別出来高設定額が設定されていたらご教示ください。	内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
37	要求水準書(案)	5	2	2.2	(1)	施設概要	「既設管と同ルートに新設管を布設する路線については、本事業にて既設管を撤去する」と記載されていますが、既設管撤去の積算方法について、適用している歩掛りを含めてご教示ください。	水道事業実務必携-請負工事標準歩掛を準用しています。

実施方針等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答	
38	要求水準書 (案)	9	2	2.2	(2)	1)	北部第1 ア) 起点接続部	「管に対する不平均力に対応する措置も含む」と記載されていますが、どのような措置を取る必要があるのかをご教示ください。	コンクリート防護等による措置を想定しています。
39	要求水準書 (案)	9	2	2.2	(2)	1)	北部第1 ウ) 中間接続部	「A-2地点において既設配水管φ300に接続（瑞ヶ丘4丁目）」と記載されていますが、配水管計画図からは不断水分岐は使用しないと読み取れました。不断水分岐を使用しないで断水せずに既設配水管と接続する方法をご教示ください。	基本設計では、既設配水管に設置されているバルブに接続することを想定していますが、詳細設計にて適切な措置を検討してください。
40	要求水準書 (案)	9	2	2.2	(2)	1)	北部第1 ウ) 中間接続部	「流量計を設置（別工事）する場所を確保する」と記載されていますが、設置する流量計の仕様と設置に必要なスペースをご教示ください。	詳細設計において本局より提示します。
41	要求水準書 (案)	11	2	2.2	(2)	5)	西部第1 イ) 終点接続部	「既設配水管φ400への接続（池尻3丁目）とする。」と記載されていますが、配水管計画図からは不断水分岐は使用しないと読み取れました。不断水分岐を使用しないで断水せずに既設配水管と接続する方法をご教示ください。	基本設計では、既設配水管に設置されているバルブに接続することを想定していますが、詳細設計にて適切な措置を検討してください。
42	要求水準書 (案)	11	2	2.2	(5)	6)	南部第1 イ) 終点接続部	「既設配水管φ300への接続（伊丹5丁目）とする。」と記載されていますが、配水管計画図からは不断水分岐は使用しないと読み取れました。不断水分岐を使用しないで断水せずに既設配水管と接続する方法をご教示ください。	基本設計では、既設配水管に設置されているバルブに接続することを想定していますが、詳細設計にて適切な措置を検討してください。
43	要求水準書 (案)	11	2	2.2	(5)	6)	南部第1 ウ) 中間接続部	「E-5地点において既設配水管φ500に接続（昆陽2丁目）」と記載されていますが、配水管計画図からは不断水分岐は使用しないと読み取れました。不断水分岐を使用しないで断水せずに既設配水管と接続する方法をご教示ください。	基本設計では、現在未使用の既設配水管に接続することを想定していますが、詳細設計にて適切な措置を検討してください。
44	要求水準書 (案)	12	2	2.2	(2)	8)	附属設備部	「管路の通水、洗管並びに維持管理に必要な排水設備や仕切弁、空気弁を設ける。」と記載されていますが、「提案上限価格」に含まれている排水設備、仕切弁、空気弁の仕様、数量および設置位置をご教示ください。	提案上限価格には管路の維持管理に必要な「仕切弁」の設置費用は見込んでいますが、その他附属設備は見込んでいません。詳細設計時に適切な数量を検討してください。
45	要求水準書 (案)	12	2	2.2	(2)	8)	附属設備部	排水設備や仕切弁、空気弁について、詳細設計の結果、当初から数量が変更になった場合、契約金額の変更が認められるのかをご教示ください。	変更の妥当性を確認の上、本局との協議により対応します。
46	要求水準書 (案)	13	2	2.3			業務範囲 区分：設計	「提案上限価格」に含まれる、設計に伴う各種申請等の業務の工種と数量をご教示ください。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
47	要求水準書 (案)	13	2	2.3			業務範囲 区分：設計	「提案上限価格」に含まれる、交付金申請書作成支援業務の工種と数量をご教示ください。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
48	要求水準書 (案)	13	2	2.3			業務範囲 区分：工事	「提案上限価格」に含まれる、通水準備補助業務の工種と数量をご教示ください。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
49	要求水準書 (案)	13	2	2.3			業務範囲 区分：工事	「提案上限価格」に含まれる交付金申請書作成支援業務の工種と数量をご教示ください。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。	提案上限価格に含めていますが、内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
50	要求水準書 (案)	20	3	3.2	(1)	1)	サ) 調査員	「調査員は、貴局の職員様から選定される」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答
51	要求水準書 (案)	21	3	3.2	(1)	2)	イ) 現地踏査 「調査の際に携帯する身分証明書は、貴局から提供される。」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 (案)	21	3	3.2	(1)	2)	カ) 測量調査 「提案上限価格」に含まれる測量調査の工種と数量をご教示ください。また、積算には測量業務の標準積算基準を用いるとの認識でよろしいでしょうか。	提案上限価格の詳細に関する内容はお答えできませんが、積算には標準積算基準を用いています。
53	要求水準書 (案)	21	3	3.2	(1)	2)	キ) 地質調査 「提案上限価格」に含まれる地質調査の工種と数量をご教示ください。また、積算には地質調査の標準積算基準を用いるとの認識でよろしいでしょうか。	提案上限価格の詳細に関する内容はお答えできませんが、積算には標準積算基準を用いています。
54	要求水準書 (案)	21	3	3.2	(1)	2)	ク) 試掘調査 「提案上限価格」に含まれる試掘の調査箇所と数量をご教示ください。また、費用の算定にあたり、適用している歩掛りがあればご教示ください。現地踏査、測量調査、埋設物調査の結果、必要と考えられる箇所数が増加した場合は、契約金額の変更を認められるとの理解でよろしいでしょうか。	提案上限価格の詳細に関する内容はお答えできません。原則、変更は想定していません。
55	要求水準書 (案)	22	3	3.2	(1)	3)	詳細設計業務 「計画ルートの照査を行い、ルートを変更する必要性が生じた場合は、変更ルートの検討を行い、本局との協議の上でルートを確定する。」と記載されていますが、詳細設計の結果、当初からルートが変更になった場合、契約金額の変更が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、変更は想定していません。
56	要求水準書 (案)	22	3	3.2	(1)	3)	詳細設計業務 詳細設計の結果、地下埋設物の輻輳等により開削施工や当初位置での推進立坑築造が困難と判断される場合、合理的な理由があれば、工法や推進延長の変更をご承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	変更の妥当性を協議で確認の上、対応可能です。
57	要求水準書 (案)	22	3	3.2	(1)	3)	詳細設計業務 新設管と既設管とを接続するにあたり、水運用上の制約事項（接続する時期など）がありましたらご教示ください。	接続に関して制限はございませんが、通水や水張りについては本局と協議の上決定します。
58	要求水準書 (案)	22	3	3.2	(1)	3)	ウ) 詳細設計 「⑤設計書作成において、貴局で使用している積算システム（兵庫県積算共同利用システム）の書式は提供していただける。」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 (案)	27	3	3.2	(2)	2)	工事施工の範囲 ⑦「事業者は、本局に対し、現場代理人等を通じて」と記載されていますが、現場代理人は監理技術者と兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書 (案)	27	3	3.2	(2)	5)	監督員 「監督員は、貴局の職員から選定される。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 (案)	29	3	3.2	(2)	9)	作業日及び作業時間について 「夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に施工する場合には」と記載されていますが、夜間施工を予定している箇所がありましたらご教示ください。	バス路線は夜間施工を想定しています。
62	要求水準書 (案)	29	3	3.2	(2)	9)	作業日及び作業時間について 夜間施工が予定されている箇所の工事費について、「提案上限価格」では夜間の割増しを考慮しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書 (案)	29	3	3.2	(2)	9)	作業日及び作業時間について 週休2日制の導入についてのお考えをご教示ください。	週休2日制の導入については検討を進めています。

実施方針等に関する質問への回答

	資料名	頁	項目				内容	回答
64	要求水準書 (案)	31	3	3.2	(2)	20)	その他③ 「監理技術者について、適切な資格、技術力等を有する者を専任で配置すること」と記載されていますが、専任の期間は工区毎の「工事請負契約の期間」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書 (案)	35	4	4.2	(1)	③	一般事項 流量計は本事業の対象外となっていますが、「流量計室は本事業で設計し施工する。」との理解でよろしいでしょうか。その場合、「流量計室の構造図」はご提示いただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	流量計室は本事業の対象とします。流量計室に関する資料は、詳細設計において本局より提示します。
66	要求水準書 (案)	35	4	4.2	(1)	⑥	一般事項 「家屋調査に当たっては、合理的な判断により必要な範囲において行うこと」と記載されていますが、その費用は「提案上限価格」に含まれていない（詳細設計にて別途算出）との認識でよろしいでしょうか。	提案上限価格に含めています。
67	要求水準書 (案)	35	4	4.2	(1)	⑥	一般事項 「調査対象家屋は、詳細設計に基づき決定するものとし、本局の承認を得ること」と記載されていますが、承認が得られた場合、設計金額に計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書 (案)	35	4	4.2	(1)	⑩	一般事項 必要な用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等に要する費用は、「提案上限価格」に含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。その場合、これらの費用は、設計金額に計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	提案上限価格に含めています。内訳等の詳細に関する内容はお答えできません。
69	要求水準書 (案)	36	4	4.2	(3)	③	埋設管 「直管および異形管の内面塗装は、エポキシ樹脂粉末塗装を原則とする。」旨が記載されていますが、本事業で使用するための口径に適用されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (案)	36	4	4.2	(3)	⑦	埋設管 「埋設管の土被りは、原則として、φ300の口径については0.8m（中略）」と記載されていますが、φ300「以下」は、0.8mと言う認識でよろしいですか。また、実施方針のP.4に記載の千倍系統北部第1配水本管の「歩道」に布設する場合の土被りについてご教示ください。	φ300「以下」は、0.8mの認識で問題ないです。「歩道」についても同様です。
71	要求水準書 (案)	36	4	4.2	(3)	⑪	埋設管 「路面本復旧は、管路施設等（仮復旧含む）施工後十分な養生期間を設けて施工するものとする」と記載されていますが、路面本復旧は本事業に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。また、路面本復旧の費用は「提案上限価格」に含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書 (案)	36	4	4.2	(3)	⑪	埋設管 「路面本復旧は、管路施設等（仮復旧含む）施工後十分な養生期間を設けて施工するものとする」と記載されていますが、道路管理者が設定している具体的養生期間をご教示ください。	工事場所により養生期間が異なることが想定されるため、各工事場所につき道路管理者との協議により決定するものと考えています。
73	要求水準書 (案)	36	4	4.2	(3)	⑭	埋設管 「国道、県道、市道、県河川及び埋蔵文化財担当については、本申請前に事前協議を実施している（中略）」と記載されていますが、議事録等の資料は、詳細設計時にご提示いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書 (案)	38	4	4.3	(3)	①	推進工法 計画されているすべての推進工法の鞅管口径をご教示ください。	鞅管口径は新設管呼び径の2ランクアップを基本としています。ただし、推進線形が曲線になる箇所は必要な口径としています。
75	要求水準書 (案)	38	4	4.3	(3)	②	推進工法 「（中略）その他（NS形等）の採用も可能である。その際に鞅管口径の増径に伴う費用増は認めない。」と記載されていますが、詳細設計で施工不可等、合理的な理由があれば、継手形式や鞅管径の変更の費用は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 (案)	38	4	4.3	(3)	④	推進工法 「立坑内配管には、不平均力に抵抗するための防護を設けるとともに、埋設部配管との取り合いには、必要に応じて沈下対策を講ずること。」と記載されていますが、「伸縮可とう管の設置を基本とする。」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。